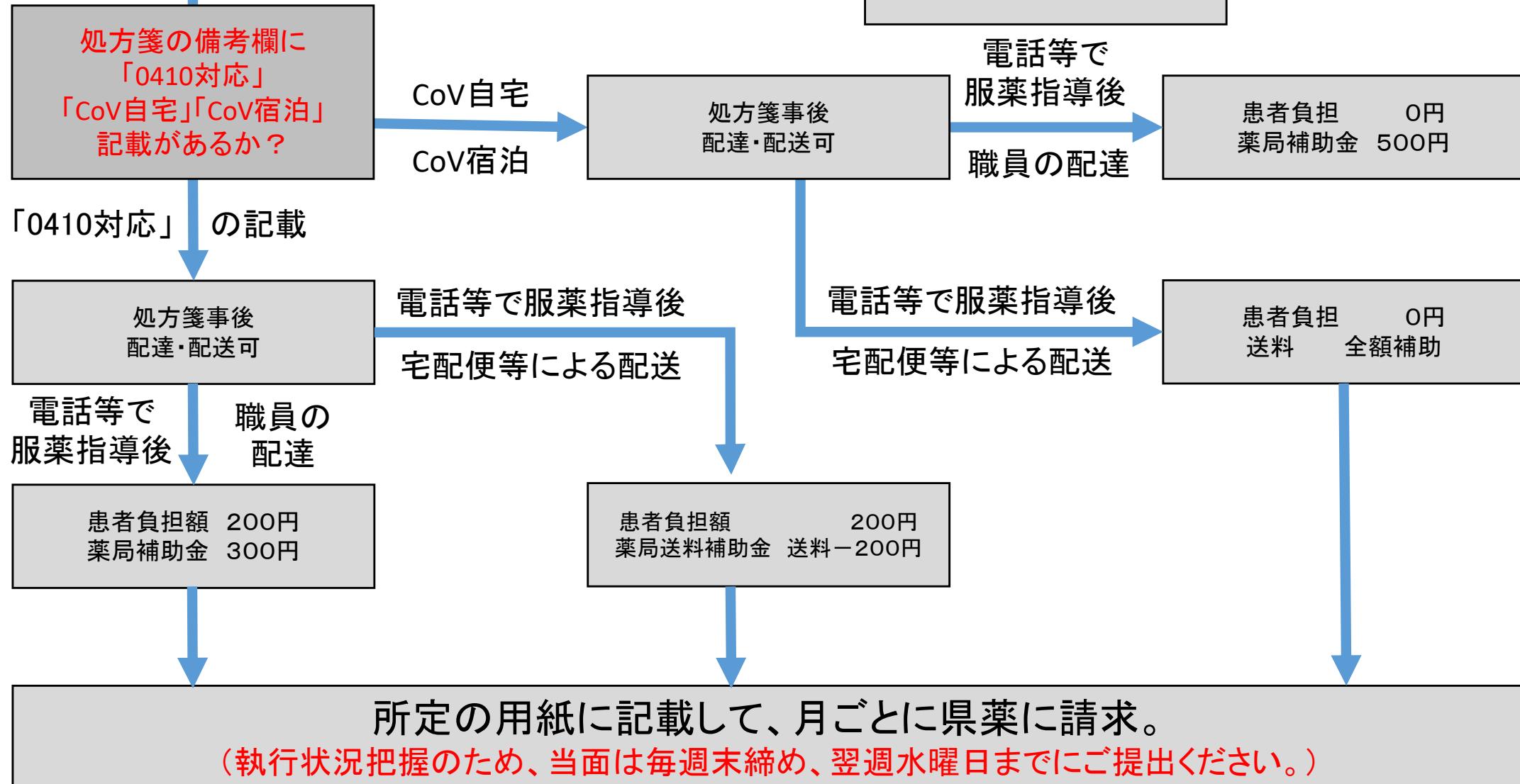


# 薬剤交付支援事業フローチャート(令和2年8月5日現在)

**【内部資料】**

記載なしの場合は、今回の対象外

状況により医療機関に問合せ



**【注意】** 薬局従業員が直接届けることを基本とし、困難な場合に限り配送業者を使用すること、患者さんに確実に行き届く様、包装をしっかりとること。  
 代引きや振込手数料は対象外  
 申請の根拠となる資料の保管(コメント記載の処方箋・金額の記載のある伝票や請求書等)  
 宅配便以外の高額な配送は対象外で自己負担。対応可能な方法は、宅配便、郵便を考える。  
 令和3年2月末日または予算終了のどちらか早い時期までの事業